

「五島市心のふるさと市民」募集要綱

令和4年2月10日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、五島市が行う「五島市心のふるさと市民」(以下「ふるさと市民」という。)の募集に関して必要なことを定めるものとする。

(資格)

第2条 ふるさと市民として住民登録できる方は、長崎県五島市以外に在住する方であれば年齢、性別、国籍は問わない。

(登録)

第3条 ふるさと市民として登録を希望される方は、「五島市心のふるさと市民」住民登録申請書(様式第1号)を五島市長に提出しなければならない。

2 登録が承認された方には、「五島市心のふるさと市民」住民票(様式第2号、以下「ふるさと市民カード」という)を発行する。

3 ふるさと市民カードの有効期限は、無期限とし、登録を抹消する場合は、「五島市ふるさと市民」転出申請書(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、電話、メール等での抹消連絡があった場合は、事務局での代筆による提出を可能とする。

4 ふるさと市民のコースは、五島市の情報をメールにより送付する「メル友コース」と郵送により送付する「心の友コース」の2コースとする。

(利用料)

第4条 ふるさと市民の登録における利用料は、メル友コース:無料、心の友コース:年額1,000円とする。

(バーチャル五島市)

第5条 ふるさと市民のネットワークを「バーチャル五島市」と呼ぶ。

2 バーチャル五島市は、その運営のために「バーチャル五島市役所」を設置する。

3 バーチャル五島市役所は、次の業務を処理する。

- (1) ふるさと市民の住民登録
- (2) オプション利用料、寄付金などの収納管理
- (3) ふるさと市民へのサービス提供
- (4) その他ふるさと市民と五島市との連絡調整

(五島市が期待すること)

第6条 五島市はふるさと市民に、次のことを期待する。

- (1) 五島市を心のふるさととして愛し続けていただくこと。
- (2) 五島市に興味を抱き続けていただくこと。
- (3) 五島市を宣伝していただくこと。
- (4) 五島市民とのつながりを大事にしてください。
- (5) 五島市の発展に関するアドバイスをいただくこと。
- (6) いつの日か五島市を訪れていただくこと。

(五島市の役割)

第7条 五島市は、ふるさと市民のために次のものを提供する。

- (1) 五島市の情報
- (2) ふるさと市民への特典・サービス(提供可能な特典・サービスは、事前にお知らせしたものに限り。)
- (3) 五島市の宣伝に必要なパンフレット等
- (4) ふるさと市民からのご意見に対する最大限の対応
- (5) 五島市へ来ていただいた方へ満足いただける対応
- (6) バーチャル五島市役所の運営に必要な役務

(個人情報保護)

第8条 「五島市心のふるさと市民」住民登録台帳に記載された個人情報は、第5条第3項に規定する業務以外のことには使用せず、適切に取り扱わなければならない。

(その他)

第9条 上記のほかに必要なことは、別に定める。

令和 年 月 日

「五島市心のふるさと市民」住民登録申請書

(あて先) 五島市長

「五島市心のふるさと市民」募集要綱第3条第1項により、次のとおり申請します。

※印欄は必ず記入してください。

※ ふりがな ※ 氏名			
※ 住所	〒 —		
※ 生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生		
※ 性別	男・女 (いずれかに○をしてください)		
電話番号	— —		
FAX番号	— —		
※ コース選択 (情報を受け取る際の方法を選んでください)	<input type="checkbox"/> メル友コース ※メールアドレスの記入をお忘れなく (メール:年間利用料 無料) <input type="checkbox"/> 心の友コース ※利用料の振込みは、後日納付書をお送りします。 (郵送 :年間利用料(送料) 1,000円)		
※ メールアドレス (メル友コースの方は必ずご記入ください)			
※ 家族登録 (同じ住所にお住まいの方に限ります)	ふりがな 氏名	生年月日	性別
		明・大 昭・平・令 年 月 日生	男・女
		明・大 昭・平・令 年 月 日生	男・女
		明・大 昭・平・令 年 月 日生	男・女
今後の参考にさせていただきますので、ご記入ください。 ①この構想を何で知りましたか。○をつけてください。 知人・家族の紹介、ホームページ、観光施設、宿泊施設、その他 () ②上の質問で知人・家族の紹介と答えた方へ。差し支えなければ、紹介者のお名前を記載してください。 紹介者のお名前 () ③あなたがほしい情報はどのようなものですか。いくつでも○をつけてください。 旅行、グルメ、観光イベント、行政、五島市の伝統・文化、趣味 () その他 () ④あなたは五島市を知っていましたか。「はい」の方はその理由にも○をつけてください。 はい:五島市出身 (町出身)、 親戚がいる、 友人がいる、 行ったことがある、 その他 () いいえ ⑤「五島市心のふるさと市民」へ登録したきっかけなど自由に記載してください。			

(様式第2号)

(表面)



(裏面)

本証は表記人本人が特典の提供を受ける際に提示してください。
このカードをなくしたとき、住所、氏名が変わったときは、すぐにお知らせください。
発行: 心のふるさと市民事務局
長崎県五島市福江町1番1号
五島市政策企画課
0959 - 72 - 6782
(平日 8:30~17:15)

令和 年 月 日

「五島市心のふるさと市民」転出届

(あて先) 五島市長

「五島市心のふるさと市民」募集要綱第3条第3項により、次のとおり申請します。

※印欄は必ず記入してください。

※ カ ー ド 番 号	
※ ふ り が な ※ 氏 名	
※ 住 所	〒 —
※ 生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生
※ 性 別	男 ・ 女 (いずれかに○をしてください)
※ 電 話 番 号	— —
F A X 番 号	— —
※ 転 出 す る 理 由	